

令和7年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和7年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査委員ごとの総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 基本的な考え方 (10点)
- (2) 重複・多剤服薬の是正に向けた取り組みの普及 (40点)
- (3) ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識の普及 (40点)
- (4) 実施体制及びスケジュール (5点)
- (5) 経費見積 (5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所(予定)
令和7年11月上旬
高知県保健衛生総合庁舎 5階 南会議室(高知市丸ノ内2丁目4番1号)
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1社25分までを基本としますが、参加申し込みの状況によっては、時間を変更することもあります。
 - ② 順番は別途お知らせします。
 - ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)に関わらず、総合得点が60点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査項目	審査の視点	配点	合計
1. 基本的な考え方	本業務のねらいを十分理解したうえで、企画・提案されているか	10	
2. 重複・多剤服薬の是正に向けた取り組みの普及	県民の認知・理解の向上及び行動変容を促す内容となっているか	10	40
	提案する広告内容の訴求力及び創意工夫が記載されているか	10	
	提案するイベント内容の訴求力及び創意工夫が記載されているか	10	
	事業効果を高めるための工夫など独自の提案がされているか	10	
3. ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識の普及	県民の認知・理解の向上及び行動変容を促す内容となっているか	10	40
	提案する広告内容の訴求力及び創意工夫が記載されているか	10	
	提案するイベント内容の訴求力及び創意工夫が記載されているか	10	
	事業効果を高めるための工夫など独自の提案がされているか	10	
4. 実施体制及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 主体的に作業が進められる人員・体制が確保されているか スケジュールは確実な事業実施のために計画的か 	5	
5. 経費見積	<ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲内であり、積算内容及び根拠が具体的で妥当か 必要のない積算内訳はないか 	5	
合計点		100	